

第1 審査会の結論

徳島県監査委員の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年4月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県監査委員（以下「実施機関」という。）に対して「H28年度から現在までの請求のあった、住民監査請求のあった住民監査請求の請求書一式」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年5月15日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、別紙1のとおり公文書を特定し、別紙2のとおり条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年8月21日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認。

2 審査請求の理由

無茶苦茶な者に対しては、個人名を隠したり出したりする行為をしている。ならば、個人名を全部出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

(1) 公文書の特定について

審査請求人が、開示を求めている個人情報、本件公文書のうち、次の徳島県職員措置請求及び住民監査請求と特定した。

- 徳島県職員措置請求書（平成28年6月30日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成28年7月29日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成28年12月14日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成29年2月14日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成29年2月14日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成29年2月24日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成29年4月27日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成29年6月5日受付）
- 住民監査請求（平成29年6月14日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成29年11月10日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成30年11月29日受付）
- 徳島県職員措置請求書（平成30年12月17日受付）

(2) 本件処分の根拠条文

本件処分は、条例第8条第1号に該当するため、部分公開としたものである。

(3) 本件処分の理由

本件公文書に含まれる、非公開とした個人の氏名等は特定の個人が識別できる情報である事が明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から条例第8条第1号により非公開とした。

なお、本件公文書に含まれる、公開とした個人の氏名等はマスコミで既に公開されており、周知の事実であるため公開とした。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年8月21日	諮問
令和6年10月28日 第3部会（第13回）	審議
同 年 1 1 月 2 9 日	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を別紙1のとおり特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする部分公開決定処分を行った。

これに対して、審査請求人は個人名の公開を求めており、本件請求に係る公文書の特定については争いがないことが認められる。当審査会としても、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、以下、本件公文書の非公開部分のうち条例第8条第1号により非公開とした部分の該当性について検討することとする。

2 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しており、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

特定の個人を識別することができる代表的な情報は、氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報は、単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

この場合の「他の情報」の範囲については、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれるとされている。

また、条例第8条第1号ただし書の規定により本号の個人情報から除かれているものとしては、「法令もしくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（本号ロ）及び「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名、及び当該職務遂行の内容に係る部分」（本号ハ）が規定されている。

本号イにおいては、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報であつて、当該個人が了承し、又は公表を前提として提供したものや公表しても社会通念上

個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表しているもの等が該当する。

3 非公開情報該当性について

実施機関が部分公開とした住民監査請求の請求書一式には、請求者の氏名、住所、職業、印影、請求の要旨が記載されている。これらの情報のうち、請求者の氏名、住所、職業、印影については、それだけで特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第1号に該当するものと認められる。

また、実施機関が、公開とした個人の氏名等はマスコミで既に公開されている周知の事実であると弁明している部分については、当該個人が了承し、新聞記事に掲載されている情報であるため、条例第8条第1号イに該当する。実施機関が非公開とした、これ以外の部分は条例第8条第1号ただし書には該当しない。

以上により、本件非公開部分が条例第8条第1号の非公開情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	

別紙 1

公文書の件名

平成 28 年度から現在までに請求のあった住民監査請求の請求書一式である次の公文書

- 1 徳島県職員措置請求書 (平成 28 年 5 月 16 日受付)
- 2 徳島県職員措置請求書 (平成 28 年 6 月 30 日受付)
- 3 徳島県職員措置請求書 (平成 28 年 7 月 29 日受付)
- 4 徳島県職員措置請求書 (平成 28 年 12 月 14 日受付)
- 5 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 2 月 14 日受付)
- 6 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 2 月 14 日受付)
- 7 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 2 月 24 日受付)
- 8 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 4 月 27 日受付)
- 9 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 6 月 5 日受付)
- 10 住民監査請求 (平成 29 年 6 月 14 日受付)
- 11 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 10 月 20 日受付)
- 12 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 11 月 10 日受付)
- 13 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 12 月 13 日受付)
- 14 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 12 月 18 日受付)
- 15 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 12 月 18 日受付)
- 16 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 12 月 20 日受付)
- 17 徳島県職員措置請求書 (平成 29 年 12 月 20 日受付)
- 18 徳島県職員措置請求書 (平成 30 年 11 月 29 日受付)
- 19 徳島県職員措置請求書 (平成 30 年 12 月 17 日受付)
- 20 徳島県職員措置請求書 (平成 30 年 12 月 26 日受付)

別紙 2

公文書の件名	開示をしないこととした部分の概要及び理由	
	概要	理由
1 徳島県職員措置請求書 (平成28年5月16日 受付)	団体の住所(一部)、郵便番号、印影	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・団体に関する情報であつて、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
2 徳島県職員措置請求書 (平成28年6月30日 受付)	個人名、住所(一部)、職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため
3 徳島県職員措置請求書 (平成28年7月29日 受付)	個人名、住所(一部)、職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため
4 徳島県職員措置請求書 (平成28年12月14日 受付)	個人名、役職名、住所、郵便番号、電話番号、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため
	団体の住所(全部及び一部)、郵便番号、印影	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・団体に関する情報であつて、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
5 徳島県職員措置請求書 (平成29年2月14日 受付)	個人名、住所(一部)、職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため

6 徳島県職員措置請求書 (平成29年2月14日 受付)	法人名、住所	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・法人に関する情報であって、公に することにより、当該法人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため
	個人名、住所(一部)、 職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがある ため
7 徳島県職員措置請求書 (平成29年2月24日 受付)	個人名、住所(一部)、 職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがある ため
8 徳島県職員措置請求書 (平成29年4月27日 受付)	個人名、住所(一部)、 職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがある ため
	法人名、法人が特定 されるおそれがある 市町村名	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・法人に関する情報であって、公に することにより、当該法人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため
9 徳島県職員措置請求書 (平成29年6月5日受 付)	個人名、住所、職業、 印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがある ため
10 住民監査請求 (平成29年6月14日 受付)	個人名、住所、職業、 印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがある ため

<p>11 徳島県職員措置請求書 (平成29年10月20日受付)</p>	<p>法人名、住所(一部)、 印影</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号 ・法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>12 徳島県職員措置請求書 (平成29年11月10日受付)</p>	<p>個人名、住所、職業、 印影</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
	<p>----- 団体の住所(一部)、 印影</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号 ・団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>13 徳島県職員措置請求書 (平成29年12月13日受付)</p>	<p>個人の住所(一部)、 職業、印影</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
	<p>----- 法人名</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号 ・法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>14 徳島県職員措置請求書 (平成29年12月18日受付)</p>	<p>個人の住所(一部)、 職業、印影</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>

15 徳島県職員措置請求書 (平成29年12月18日受付)	個人の住所(一部)、 職業、印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがあるため
	法人名	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・法人に関する情報であって、公に することにより、当該法人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため
16 徳島県職員措置請求書 (平成29年12月20日受付)	団体の住所(一部)、 印影	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・団体に関する情報であって、公に することにより、当該団体の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため
17 徳島県職員措置請求書 (平成29年12月20日受付)	団体の住所(一部)、 印影	徳島県情報公開条例第8条第2号 ・団体に関する情報であって、公に することにより、当該団体の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため
18 徳島県職員措置請求書 (平成30年11月29日受付)	個人名、住所(一部)、 印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがあるため
19 徳島県職員措置請求書 (平成30年12月17日受付)	個人名、住所(一部)、 印影	徳島県情報公開条例第8条第1号 ・特定の個人を識別することができ、 個人の権利利益を害するおそれがあるため

<p>20 徳島県職員措置請求書 (平成30年12月26 日受付)</p>	<p>団体の住所(一部)、 印影</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号 ・団体に関する情報であって、公に することにより、当該団体の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため</p>
---	--------------------------	--